

第11回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2014年4月8日（火）10：30～11：20

2. 場 所 中央合同庁舎4号館1階123会議室

3. 出席者 原子力委員会

岡委員長、阿部委員長代理、中西委員

外務省

羽鳥不拡散・科学原子力課長

内閣府

板倉参事官、氏原参事官補佐

4. 議 題

(1) 委員長代理の指名について

(2) 原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範について

(3) ハーグ核セキュリティ・サミットの結果について（外務省）

(4) その他

5. 配付資料

(1) 原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範（案）

(2) 安倍総理によるハーグ核セキュリティ・サミット出席（概要と評価）

6. 審議事項

（岡委員長） それでは、時間ですので、第11回の原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日から私、岡が委員長に、委員に阿部先生が着任して会議を開催しております。一言御挨拶を申し上げます。座って失礼いたします。

私、図らずも委員長ということで4月1日から担当させていただくことになりました。原子力、大学でずっとやっております最後の10年間は主に大学の教育のシステム、それから大学の国際競争力向上の取組なんかをやっておりました。その情熱をこの原子力政策と言

いますか原子力委員会の活動に今後生かしたいと思っております。

福島第一原子力発電所の事故では国民の多くに大変な痛みを与えたということは原子力をやってきた者として非常に反省をしております。それを念頭に、原子力平和利用の政策、あるいは放射性廃棄物等、重要課題に当たっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、阿部先生、お願いいたします。

(阿部委員) 4月1日に就任させていただきました阿部でございます。

私の基本的な考えとしましては、これは原子力基本法の最初に書いてあることですが、原子力を平和目的に利用するということを厳に徹底するという。それから、これを民主的に運営するというのが書いてあります。これを私は肝に銘じて臨んでまいりたいと思います。

私はこれまで核軍縮、核不拡散といったことを中心に勉強をし、いろいろな議論に参加してきたわけですが、これから原子力全般ということで、原子力関係というのは特に不拡散に関連する分野ということでそれなりに勉強してきたつもりですが、私の第一の専門でありますのでこれからよく勉強をしてよく考えて、その上でもし申し上げることがあればその都度申し上げてまいりたいと思います。

福島の3年前の事故でわかったことですが、やはり原子力というのは原子力物理に始まって原子力工学にあって、いろいろな電気とかありますけれども、更にもし事故があれば災害の問題あるいは健康の問題、更には法律問題、賠償法その他いろいろな問題が絡む問題で、恐らくこれ関係することをすべてよく知っている人というのは日本にもそんなにいないんだと思いますね。そういう意味においては私も軍縮拡散のほうはかなり自分でも勉強したつもりですが、ほかの部分についてはこれからもよく勉強して議論に参加してまいりたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

(岡委員長) それでは、きょうの議題でございますが、1つ目が委員長代理の指名についてでございます。2つ目が、原子力委員会委員長及び委員の倫理等に関する行動規範についてでございます。3つ目がハーグでありました核セキュリティ・サミットの結果の御報告です。

それでは、事務局、お願いいたします。

(板倉参事官) それでは、1つ目の議題でございますが、原子力委員会設置法第4条第2項において、委員長はあらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員

長を代理する者を定めておかなければならないと規定されています。

岡委員長より委員長代理の指名をお願いいたします。

(岡委員長) それでは、法律の規定に基づき、阿部委員を委員長代理に指名いたします。阿部委員、どうぞよろしくお願いいたします。

(阿部委員長代理) ありがとうございます。

(岡委員長) それでは、次の議題に移ります。事務局、お願いいたします。

(板倉参事官) それでは、2つ目の議題でございます。原子力委員会委員長及び委員の倫理等の行動規範について、案文をお手元に配付しております。本日はこの案について原子力委員に御議論いただくものです。事務局、氏原参事官補佐より案文について御説明いたします。

(氏原参事官補佐) それでは、事務局より案文に基づいて御説明をさせていただきます。

昨今、原子力に関する行政に中立性・透明性というものが強く求められておりますことから、規制委員会における行動規範等の先行事例も参考としつつ、こちら原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範の案文を御議論いただくものです。

こちらは公務員倫理法に記述されております倫理行動基準、また利害関係者の整理、禁止行為等といったものを参照しつつ、利害関係者については行政行為を基に書かれておりますことから、こちらは原子力事業者等と読み替えをしております。またそれ以外の透明性に係る規定について記述させていただいております。

それでは、案文を読み上げさせていただきます。

原子力委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範

1 委員長及び委員は、遵守すべき倫理行動基準及び倫理の保持に必要な措置として、国家公務員倫理法第3条及び国家公務員倫理規程第1条から第9条（倫理監督官に関する部分を除く。）並びに国家公務員倫理法第6条から第9条（国家公務員倫理審査委員会に関する部分を除く）を参酌し、国民の疑惑・不信を招くことなく職務を遂行するものとする。この際、参酌する各条における「利害関係者」は「原子力事業者等」と読み替えることとする。

2 委員長及び委員は、子弟の進学や病気等の合理的な理由によりやむを得ない場合を除き、株式等の取引を自粛するものとする。

3 委員長及び委員は、その在任中、原子力事業者からの寄附を受けてはならない。

4 委員長及び委員は、その就任時に、直近3年間の個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金額について、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。

また、現在大学に所属しているか、直近3年間に大学に所属していた委員長及び委員については、研究を指導していた学生の原子力事業者等への就職者数についても、事業者等ごとに事業者等の名称とともに公表するものとする。

附則

委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力委員会設置法第11条第1項の規定による。

最後に、原子力事業者等についての説明をつけさせていただいております。まずは、原子力災害対策特別措置法第2条第3項の原子力事業者（大学を除く）及びその子会社。第2点といたしましては、原子炉設備メーカー及びその子会社。3点目としては、電気事業連合会、一般社団法人日本電機工業会、一般財団法人電力中央研究所、一般社団法人日本原子力産業協会等の原子力事業者の団体（原子力事業者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原子力事業者等である団体）としております。

以上でございます。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、議論いただきたいと存じますが、何か御質問御意見等ございますでしょうか。

（阿部委員長代理）先ほど私指摘した点ですけれども、この原子力委員会というのを民主的に運営するということが基本法にもうたっておりますので、この倫理を厳格に守っていくという行動規範も私は広い意味で民主的な委員会の運営の一環ではないかと思えます。そういう意味においてこれは是非とも私ども厳格に守っていくべきものと思えます。私はこの案文で非常によくできていると思えますので、これを採択をして、私はみずから守ってまいりたいと思えます。

（岡委員長）中西委員、いかがでしょうか。

（中西委員）はい、私もこれでいいと思えます。

（岡委員長）ありがとうございます。

私も大変きちっとしたものをつくっていただいて大変いいと思えます。こういう規範というのは余り無いようなのですけれども、こういうものができるということで透明性が向上して大変ありがたいと思えます。

この議題、決定ということでよろしゅうございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

それでは、次の議題をやらせていただきます。事務局、お願いいたします。

(板倉参事官) 3つ目の議題になりますが、ハーグ核セキュリティ・サミットの結果につきまして、外務省羽鳥不拡散・科学原子力課長より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(羽鳥課長) 今御紹介いただきました外務省不拡散・科学原子力課長の羽鳥でございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、3月24、25の両日、オランダのハーグにおいて行われました核セキュリティ・サミットについて御説明いたします。

まず、配付資料は「安倍総理によるハーグ核セキュリティ・サミット出席」でございますが、少しでも核セキュリティについて触れさせていただきたいと思っております。原子力を平和的に利用していく上でいろいろな観点から主要な事項があるわけでございますが、その1つは言うまでもなく原子力安全ということで、原発を事故なく運用していくにはどうしたらいいかという問題がございます。それから、もう1つ、不拡散という概念がございます。これは、新たな核兵器国を生まないようにしていくということで、これも非常に重要な課題ということでございます。

比較的新しい3つ目の課題としまして核セキュリティというのがございまして、これは2001年の同時多発テロ以降、世界的にテロ対策というものが非常に重要であると言われておりまして、その中で特に米国のオバマ大統領が就任した後、この核セキュリティ、すなわち各国にあります核物質でありますとかあるいは原子力関連施設をいかにテロリスト等から守るかということは非常に重要な課題だという認識が示されました。

その米国のオバマ大統領の提唱で、2010年に第1回の核セキュリティのサミットが行われております。核セキュリティというのは非常に核物質であるとか原子力関連施設をどう防護するかということなので内容的にはかなり技術的かつ専門的な問題なわけですが、これをなぜサミット、つまり首脳が集まる場で取り上げるかということにつきましては、非常に内容的には専門的かつ技術的ではあるけれども、重要な課題であるので、首脳が集まってこの重要性を認識し、取り組んでいこうということを発信していくということが1つの大きな目的であるというふうに思います。

すみません、なかなか資料に入らなくて申しわけございませんが。過去のサミットでございますけれども、2010年に一度米国で、これは提唱しましたオバマ大統領の主催で行われました。それから、2012年が韓国のソウルにおいて第2回のサミットが行われ、今回はオランダのハーグ2014年、2年ごとということございまして、3回目のサミットに

なります。次回の4回目は2016年、再び米国でオバマ大統領が主催してサミットを行うということが決まっております。

では、中身に入らせていただきます。配付しました資料に沿って御説明したいと思います。

この3月24日、25日と両日安倍総理が出席されて、ハーグで核セキュリティ・サミットが行われたわけでございます。ここに主な国を書いてございますが、米、英、仏、独、中、韓など主要な国から実際に首脳が参加されたということで、首脳が31カ国から参加しております。参加国は53カ国でございます、これにIAEA等の国際機関が出席するという事になっております。

今回のサミットの特徴でございますが、これはオランダの強い意向でそういうサミットになったわけでございますが、通常サミットというと首脳が出席するわけでございますので、各国の演説が、演説合戦というか演説が順々に続いていくということが通常なのでございますが、オランダがせっかく多くの国からリーダーが集まるので、双方向的な議論をしたいということでイニシアティブをとったわけでございます。

政策的立場をステートメントで述べることに加えて、1つオランダから出されたアイデアとして、核セキュリティに関する架空のシナリオを提示しまして、そのシナリオに基づいて幾つかの場面で各国首脳にどういうテロ対策をするかということを選択してもらうということがございました。その選択を踏まえて、なぜその選択肢を選んだのかということについて何人かの首脳が議論するという形での双方向的な、ここに政策シミュレーションと書いてございますが、が行われました。

また、首脳だけで集まりまして、この核セキュリティ・サミットを将来どうするのかということ議論する私ども首脳リトリートと呼んでございますが、これが2日目に行われ、このようにオランダが双方向性の議論を重視するという事ということでそういうイニシアティブをとったということが特徴となったサミットでございます。

引き続きまして、1番の成果でございますけれども、第2回の先ほど申し上げましたソウルのサミットでもいろいろな課題が示されたわけでございますが、その後各国がいかに取り組んできたかということそれぞれみずから評価するという事。あるいは世界的な取組についての現状についての評価を各国が述べるということがありまして、結論としましては核セキュリティを一層強化していくということは非常に重要だということが首脳レベルで確認されました。

また、次回のサミット、2016年に米国で開催されるわけでございますけれども、そこ

につなげていくサミットということで、閉会式でこれらの成果を評価あるいは課題を明らかにするというので、ハーグのコミュニケが採択されました。別添1で後ほど少し簡単に御説明いたしますが、採択されたということでございます。

この核セキュリティにつきましてはいろいろな課題があつて、いろいろな側面からの評価がまさにこのコミュニケの中で紹介されているわけですが、各国が特に強調したあるいは共通して提起された論点を幾つか申し上げますと、以下の3つになるというふうに考えております。

1番目は、核物質の最小化ということでございます。これはテロリストからの攻撃の対象を減らしていくということで、高濃縮ウランでありますとか分離されたプルトニウムをできるだけ世界的に少なくしていこうということで、多くの国から重要性が指摘されました。幾つかの国からこの2年間に行った最小化の具体的な結果について発表、紹介がございました。我が国もこの最小化については米国との間で合意をして発表したところでございます。

2番目には、この核セキュリティの分野で多国間でセキュリティを高めていくことを法的な枠組みとしていこうということで、核物質防護条約という多国間の条約がございまして。これは既に1980年代に締結されて、我が国も締約国となつてございまして、2005年にこの核物質防護条約を見直しまして改正案が採択されました。内容的には、対象となる物質を物理的に防護するための枠組みでございましてけれども、今までは核物質が輸送されるときのその核物質をいかに守るかということが対象になっていたわけですが、各国にあります原子力関連施設を防護するであるとか、あるいは第三国間の移転についても、これを不当に行つた場合にはこれを国内法で犯罪とするということを主な内容とする改正案が2005年に採択されてございまして。これは一定の国が加入しませんと発効しませんで、まだ2005年に採択されて発効してないわけですが、これを是非早期に発効させようということで、幾つかの国から自国は批准をしたであるとかそういう御報告もありました。我が国につきましてはこの改正核物質防護条約は現在の通常国会に改正案を提出させていただきました。国会での御審議をお待ちしているということでございます。

最後に、各国から共通して言われたことですが、IAEAの役割についてでございます。核セキュリティは先ほども申し上げましたように専門的かつ技術的な内容でございますので、当然IAEAのほうでもこのセキュリティについては様々な取組をし、先ほど御紹介しました核物質防護条約のとりまとめなどについてはIAEAが主導し、IAEAの場で採択されるということがございます。あとは、IAEAのほうから核セキュリティ向上の

ためにいろいろな指針を示したり、あるいはいろいろな知見を各国と共有していくということをやっておりますので、その I A E A の役割の重要性が多く の国から提起されたということでございます。

おめくりいただきまして、では我が国はこのセキュリティ・サミットにおいて何をしたのかということでございますが、基本的にはサミットでございますので総理からの発信ということが基本になるところでございます。総理は2日間の初日の会合で3つの柱からなるステートメント、これ別添してございますが、我が国の核セキュリティ向上の姿勢について各国の首脳に説明いたしました。

主な内容としましては、1番目に、国内の研究施設にある核物質の移転・処分を内容とする日米合意の発表、後ほど少し御説明いたしますが、を紹介して核物質の最小化と適正管理についての我が国の取組とコミットメントを発信いたしました。

また、2番目は先ほど申し上げましたように、改正核物質防護条約については国会に提出し、それを締結に向けて努めているところであるということ。あるいはいろいろな国内の取組について核物質防護あるいは原子力関連施設の防護についての取組について紹介いたしました。

3つ目としまして、これは2010年の核セキュリティ・サミットの後すぐ日本につくられた機関でございますが、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターというものがございます。これは茨城県東海村の J A E A の中にある施設でございますが、ここで核セキュリティと不拡散について各国の、特にこれから原子力を導入される国あるいは導入したばかりのようなそういう国に対して各国の専門家をお呼びして研修のような形で知見を共有させていただくというセンターでございます。そういうことで人材育成・能力構築に貢献しているセンターでございます、その取組について紹介するというところでございます。

一番最後は輸送セキュリティに関する仏、韓、英、米との5カ国共同声明でございますが、これは2012年の前回のソウルのサミットで出た1つのアイデアとして、核セキュリティに関する様々な分野、論点がございますので、それについて有志国が集まって議論をしたりあるいはいろいろな研究をしたりして取り組んでいこうと、その成果を2年後に発表しようということで、英語でございますけれども、ギフトバスケットという概念でございます。このギフトバスケットは幾つもあるわけでございますが、そのうちの1つが、核物質の輸送におけるセキュリティについてということでございまして、2年前に我が国はこの輸送セキュリティについて主導国になると、とりまとめ役を買って出たわけでございます。その際に一

緒にやっっていこうということで賛同いただいたのがフランス、韓国、イギリス、米国でございまして、日本と合わせて5か国で2年間取り組んできたわけですが。具体的には、輸送を実際にするときに当たってどういうことが問題であるのか、何に気をつけたらいいのかということディスカッションし、また昨年の秋には5か国で集まって机上の訓練をいたしましたので、それを踏まえた共同声明あるいはその訓練のレポートについて発表したということでございます。

今申し上げた中で、先ほど申し上げたように日米の首脳による共同声明でございますが、これはサミットの開幕の前に発表したわけですが、磯崎総理補佐官とモニーツ米エネルギー省長官が記者会見をしまして共同声明を発表いたしました。内容的には日本にある核物質を米国に引き取ってもらってそこで処分してもらうということで機微な核物質についての削減を進めるということでございます。

サミットの中で全体会合の中でオバマ大統領が安倍総理の隣に座りましたので、そのときオバマ大統領のほうから共同声明を発出することができてよかったということと、オバマ大統領の認識でございますけれども、この声明はサミット全体における最大の成果ではないかというような御発言があり。また、閉会式ではオバマ大統領は次回のサミットの議長になりますので一言挨拶がございまして、核物質の除去に関する日本との合意についても言及があったということでございます。

概要は以上のおりでございます。少し添付の資料に基づいて、重複でございますけれども、御説明したいと思います。

まず最初に、3ページになりますが、ハーク核セキュリティ・サミットのコミュニケ。非常に長いものでございますので骨子ということで。全文は外務省のホームページにも英文と和文で載っておりますので、もし御関心あれば御覧いただければと思うのですが、おめくりいただきますとわかりますように、いろいろな分野についての取組であるとかあるいは認識が示されているということでございます。この中身は今まで世界がこのサミット参加国が取り組んできた内容を確認するというのと、それから引き続き取り組むことが必要である課題は何かということをいろいろな分野について書いてございまして、これからまた2年間このコミュニケに基づいて各国が努力をしていくということでございます。

全体の中で重要なものということで私ども認識として、一番最初に四角で囲ってございませぬ部分があります。1つは、過去のコミュニケを更に検討し、内容をいろいろな分野で充実させていくということで。先ほどもありましたように、IAEAの役割の強化であるとか、

あるいは自発的な核セキュリティを強化していくためにどういうことがあるのか。更には原子力産業界の責任であるとか規制側との緊密な対話の支持というような認識がございます。

それから、核物質の最小化ということで、2番目でございますが、高濃縮ウランの保有量をできるだけ最小化し、分離プルトニウムの保有量を最小限のレベルに維持するということは奨励されるという記述がございます。この記述につきましては機微な核物質を少なくするというので、過去のコミュニケよりも踏み込んだ内容となっております。

それから3番目でございますけれども、核物質その他の放射性物質の輸送セキュリティについて、これは先ほど申し上げたような有志国の取組なので我が国は主導したわけで、ここに3番目として御紹介させていただいておりますが。コミュニケの中でも核物質輸送の部分について起草し、合意形成に我が国としても参加したということでございます。

引き続きまして、6ページに先ほど簡単に御説明しました安倍総理のステートメントの全文がございます。これは安倍総理に御発言いただいたほぼ同じ内容になってございますが。時間が非常に限られていまして、先ほど申し上げましたようにオランダのイニシアティブでできるだけ長い演説はやめようということなので、簡単に我が国の取組について御紹介する内容となっております。

第1には、我が国日本は核廃絶に向けた世界的な核軍縮の推進をするというために、そのための核セキュリティの強化であって、国内的にも国際的にも引き続き尽力すると。これは安倍政権が打ち出しました積極的平和主義の実践の1つであるということでございます。

それから次に、世界の中での日本の責任として、やはり唯一の戦争被爆国である日本として、また原子力を大いに利用している日本として平和的利用の推進の前提となる先ほど御紹介した概念でございますが、我々スリー・エスと呼んでございます。一番最初はS a f e g u a r d s、保障措置、2番目がS a f e t y、原子力安全、そして3つ目としてS e c u r i t y、核セキュリティでございます。この3つを一貫して推進しているということ。

更には、そういうことで日本は核セキュリティ強化を主導する責任があるので、安倍総理が先頭に立って取組を進めるという決意を申し上げます。

それから2つ目、具体的な成果と更なるコミットメントでございますが。1つ目は、何度か申し上げているようにサミットの議題の中核である核物質の最小化と適正管理について、米国との間で合意をいたしましたので、そこを紹介してございます。これまでも核セキュリティ強化のために核物質をできるだけ米国に移転・処分するなどして最小化を続けてきたわけでございますが、今回米国と相談しまして、先ほど申し上げました茨城県東海にあります

JAEAの施設にある研究炉で高速炉臨界実験装置というのがございます、FCAと呼ばれてございますが、そこで使用されてきた高濃縮ウランと分離プルトニウムをすべて撤去し、これを米国に持って行ってもらって処分してもらおうということでございます。

撤去しますと、これは研究炉でございますので、今までやっている研究ができなくなるわけで、では研究はしなくていいのかということ決してそういうことはございませんので、研究は続けたい、高濃縮ウランや分離プルトニウムを渡すとそれはできなくなってしまうということで、これについては日米間で代替燃料を用いて、この代替燃料を米国から提供を受けるなどして引き続き研究ができる。若干研究のもちろん変更というかやり方の変更はございませぬけれども、研究は研究で続けていけるということとセットで合意をいたしましたので、それについて御紹介をいたしました。

また、我が国原子力を活用しているということと、それから再処理も行っておりますので、我が国はプルトニウムについてはきちっとこれを管理していくということが大事でございます、そうしてきているわけでございますが、改めてプルトニウムについて利用目的のないプルトニウムは持たないという原則を堅持するということを御紹介いたしました。この利用目的のないプルトニウムは持たないという原則は、平成15年8月の原子力委員会の決定にございまして。決定の内容は、我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方とございますが、その中で原子力委員会としては利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を示し、毎年プルトニウムの管理状況を公表するなど関係者がプルトニウムの平和利用に係る積極的な情報発信を進めるべきであるという方針を示してきたということが示されておりますので、それに基づきまして利用目的のないプルトニウムを持たないという原則を堅持する旨を総理から表明させていただいております。

そのために、実際に利用目的のないプルトニウムを持たないという方針を実効性あるものとするために、プルトニウムの回収と利用の量的なバランスを十分に考慮する。更には、プルトニウムを適切に管理していくということについても表明いたしました。

2つ目でございますが、日本国内の取組についてでございます。先ほどから申し上げております3つのS、保障措置、原子力安全、更には核セキュリティでございますけれども、この3つは2012年9月に原子力規制委員会が設置されるまでは幾つかの機関に国内でも分かれて担当されていたということがございまして、2012年9月の原子力規制委員会の設置のときに3Sを一元的に扱う体制をつくったということで、それを御紹介しました。

また、政府の総合的な対策であります「世界一安全な日本」創造戦略でも原発等の核テロ

対策強化を位置づけていますということで、今原発の再稼働に向けたプロセスが進んでおりますが、しっかりと核セキュリティに対応していくということを申し上げました。

更に、核セキュリティにつきましてはいろいろな知見とか専門的な知識が必要でございますので、我が国の防護体制についても更に向上させていくということで、知見のございます IAEA がここにアイパス・ミッションとございます、核物質防護諮問サービスというミッションがございまして、これが各国に派遣されて核物質や関連施設の防護体制についての知見をいただくというミッションがございまして、これを受け入れるということで、これは来年の早い段階までにとということだったと思っておりますけれども、その受け入れるということを表明いたしました。更には、核物質防護条約の改正について国会に提出したということでございます。

それから3つ目としましては、国際貢献の強化ということで、先ほどもお話ししました輸送のセキュリティに関する5カ国の取組について、これを主導し、共同声明、それから机上演習のレポートを発表したということを表明いたしました。

更に、JAEA などにおきまして、核鑑識や核検知といった技術に関する研究開発を推進していること。2010年12月に立ち上げた核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの活動の内容を更に拡充して貢献していくということ。IAEA その他の機関との連携をやっていくということなどを紹介したわけでございます。

最後に、総括としまして、核テロの懸念解消について日本に対する期待に応える。みずから国内及び国際的な核セキュリティ強化を進めるということなどを述べてございます。

以上が発信でございます。

その次の別添3は先ほど申し上げました日米共同声明で、もう内容については何度か繰り返し御説明いたしましたので省略いたしますが、共同声明の内容がございまして。

更に、別添4を御覧いただきますと、これは日米の間でこの核セキュリティについてはワーキンググループをずっと開いてございます。2010年4月以降、少なくとも年に1回ワーキンググループを開いて、日米間で核セキュリティ上の課題は何であろうかということを取り上げて、その取り上げた課題についてこれを進捗させるべく議論していくということでございます。そのグループの作業の概要についてここに御紹介させていただいております。

別添5になります、13ページですが、核セキュリティ・サミットに参加するときには、各国別に国別の報告書というのを出してございまして、この別添5は日本がどういうことに当たってきたかということについて、内容については主要な論点をまさに総理のほうから御

発言いただいたということで御紹介いたしましたが、ここにすべて何をやってきたかということ取り上げております。

最初は総論でございまして、おめくりいただきまして第1が先ほどのF C Aの高濃縮ウラン、プルトニウムの撤去、処分。それから、プルトニウムの管理の状況、核物質防護条約改正案の締結に向けた努力、輸送セキュリティの取組、5カ国の共同の取組でございまして、それからI A E A及び国際的なイニシアティブとの協力ということ。更には、I P P A S ミッションの受入れ、核不拡散・核セキュリティ総合支援センターの人材育成。すみません、繰り返しになりますので、この辺は省略いたしますが。

あと1つ御紹介するのは10番目でございますけれども、福島第一原子力発電所事故、これは核セキュリティというよりは原子力安全でございますが、それを踏まえて事故あるいはテロ対策についての合同訓練を実施してきたということについても御紹介しております。

更には、内部脅威対策制度ということで、原子力関連施設で働きます個人の信頼性の確認制度について、今これは原子力規制委員会のほうで議論されておりますが、今検討してそれを加速していくということでございます。というような内容でございまして。

別添6については、これも5カ国で行いました輸送セキュリティの共同声明の本文でございます。

更には、その後ろに輸送セキュリティに関する机上演習についてということで、これも本文がつけられてございます。

以上、すみません、少し重複が多くて申しわけございませんが、核セキュリティ・サミットの概要について御説明させていただきました。ありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと存じます。阿部委員長代理、いかがでしょうか。

(阿部委員長代理) どうもありがとうございました、羽鳥課長。

何点か関心の点を質問したいと思いますけれども、1つは、核セキュリティ、要するに核テロ対策ですね、なかなか日本でも世界各国でも核テロが起こると大変なんだということの関心を皆さん維持していただくことは非常に難しく、最近拝見した日本の国内の世論調査でも、何が一番の関心ですかということについてはやはり経済問題とかが中心で、なかなかこの核テロ問題というのは関心度は低いんですね。そこは集まった首脳の間でもいろいろ議論されたのではないかと思いますけれども、特に今言われているのは、2016年、2年後にワシントンで開くサミットが恐らく最後で、その後はサミット首脳レベルではやらないと

なるとますますなかなか関心を維持していろいろな対策の努力を維持するのは難しいのではないかと思うのですけれども、その辺どうやって関係者、国民の関心を維持しようということについて議論なりあるいは対策はありましたか。

(羽鳥課長) 先ほど御紹介した中で、サミットの将来について討議する首脳リトリートというのがございまして、一応オープンではない空間ですので余りだれが何を言ったというのは難しいのですが、やはり1つ大きい意見として、この首脳同士で話し合うということについては、もしかしたら次の首脳会談で終わりでもいいのかもしれないという御意見はありました。先ほど申し上げましたように、この核セキュリティというのは、コミュニケを見ていただきますと非常に細かくて、しかも技術的なものでございますから、首脳でそもそも話すのには限界があるというところはございます。

ただ、まさに御指摘ありましたように、一般の関心がなかなか高まらないという中で、他方で非常に重要だということはまさにサミットで首脳で集まって大事なことがあるんですよということを2年ごとに確認していくという取組だと思いますけれども。ある程度2016年でそれなりの認知というか核セキュリティについての認識がそれなりのレベルに達したということであれば、もう1つ強調されていまして、IAEAの役割というものがありますので、IAEAにおいても核セキュリティの部分を強化するということがございますし、また、IAEAは昨年初めて核セキュリティに関する閣僚級でございます、首脳より1つ下の閣僚レベルの会議を行いまして、そのときに3年に一度この閣僚級の会議をするということがございますので、核セキュリティ・サミットの方は次の後どうなるかというのはわからないのですが、恐らくこの閣僚級は3年に一度ずつずっと続けていくということになりますので、ある意味IAEAのほうにバトンタッチをするというか、サミットではないのですけれども、という形で引き続き国際社会の関心を呼び、取組を訴えるということになるのではないかというふうに思います。

(阿部委員長代理) もう1つは、私は今度のハーグ・サミットの前のNGOの核セキュリティに関する会合に参加したのですけれども、関係者の間で1つ以前から言われている意見は、確かにサミットでみんなでやろうじゃないかと、要するに基本的には任意にボランティアにいろいろなことをやろうということで、それはそれで非常に大事なのですけれども、同時に、最後はやはり国際的に法的義務としてこれとこれはもう条約でやろうというものがないといけないのではないかということがよく言われておりまして、そういう意味ではIAEAも今度中心になるということですが、どうしてもIAEAは憲章に書いていませんので、

I A E A もやはりいろいろな措置はガイドラインでありそれに対する任意の協力なのですね。

1 つだけ法的根拠があるとすると、国連の安保理決議の 1 5 4 0、これは憲章 7 章に基づく義務的な決議ですので、それをてこにすればある程度これは各国法的義務ですよということで迫れると。ただ、最近聞くとなかなかこの 1 5 4 0 も実施がなかなか徹底しないという話を聞きますけれども。

そういう意味において、核セキュリティの対策をみんなでやるのは大事けれども、やはり法的な枠組みも必要ですなという議論はありましたですか。

(羽鳥課長) 実は先ほど来御紹介しております核物質防護条約がまさにこの法的な枠組みでございまして、1 9 8 0 年代に既につくられ、また 2 0 0 5 年に改正案というものが採択されたわけでございます。ということで、基本的には核物質防護条約を中心としてその法的な枠組みとして発展させていくということなのですが、まさに 2 0 0 5 年に採択された条約がいまだに発効していないと。もう 1 4 年ですから 9 年になるわけでございますけれども。そういう意味でサミットは 1 つ役割を果たしたのは 2 0 1 2 年のソウルのサミットにおいて、この改正核物質防護条約をできたら 2 0 1 4 年中には発効させようではないかということで、具体的な数字は御紹介できないのですが、その後かなりの国がこの短い期間にこの改正核物質防護条約について国内手続を済ませて締結をしているということでございます。

我が国も担当している私どもとして何とかしたいということもありまして、2 0 1 4 年に総理にまた行っていただくのに、そのときにまだ何もやってないということでは恥ずかしいということもあって、サミットがこの改正核物質防護条約を発効させる上で大きな役割を果たしてきたとは思いますが。他方で、こういうものが 9 年間発効しないということから、国際的な法的枠組みはなかなかつくっても枠組みとして確立させるのに時間がかかってしまう。そうしますと、このサミットにつきましては私どもは輸送のセキュリティについてやったわけですが、有志国がみんなで集まって、少なくとも自分たちとしてはこれはすごく大事だし、やったほうが良いということをお示しし、あるいはそれに賛同するものを増やしてきて、そういう形で取組をある意味主導して先導してやっていくということが、ついていない国に自分たちもやらなければいけないなという思いをさせると、こういうサミットは基本的な考え方で、これはこれで 1 つの効果的な方法だと思いますが、御指摘のとおり、やはり国際的な法的枠組みを整備していくということも必要でございますので、これからはこの改正核物質防護条約は I A E A の場で議論をされ採択されましたので、引き続き I A E A のほうでこういう法的枠組みについても御議論いただけたらというふうに考えております。

(阿部委員長代理) コメントですけれども、日本の貢献として東海に不拡散・核セキュリティ総合支援センターというのができて、私も見学に行ってきましたけれども、非常によくやってるんですが、今度韓国にも同じようなセンターができますし、中国にもそういうのができると。三者の連携を進めるということでありましてけれども、同時に、正直競争もあるわけですね。東海のセンターよくやっていますけれども、私は更に常に最新のものを取り入れる、アップデートする、その磨きをかけていくということを心がけることは私は大事だと思いますので。これはコメントとして申し上げたいと思います。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、中西先生、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明どうもありがとうございました。

核セキュリティ・サミットの内容がどういうふうに変ってきたのか、また我が国の取組や内容がどう充実してきたのかがよくわかりました。

細かいところで恐縮ですが、サイエンティフィックな面が気にかかります。利用目的のないプルトニウムを保持しないというのはそのとおりだと思いますが、今回、最先端の研究分野で使用していたものを返還したと理解されます。それも三百何十キロ。そうしますと利用の予定があったけれども返還したのではないかとも思われます。6ページの下の方には、これら燃料を用いる予定であった最先端研究は、ほかのものを用いて代替するということが書かれておりますが、これで技術的な面は、きちんと担保されていくわけでしょうか。

(羽鳥課長) このJAEAの施設のFCAというのは、JAEAを管轄しているのは文科省でございますので、文科省とも密接に連携しながら、文科省は基本的にアメリカ側といろいろ議論されて。もちろんこの高濃縮ウランと分離プルトニウム、現在そのまま持ちながら研究をしていくということは一番効率的なわけでございますので、そこは研究をこれまでどおり全く支障なくという意味で言えば返さないということが恐らくいいのだと思います。もちろんこれだけの量が必要であるとかそういう問題はありますが、そこは文科省さんも私どもと同じように核セキュリティの向上ということで一緒にやってきて頂いていますので、御理解をいただいて何とか代わりのもので、少し不便になるかもしれませんが、引き続き研究ができるような方策ということで代替燃料というものを頂くということで話がついたということでございます。全く支障がないかと言えばそれはそういうことはないというふうには思います。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) 私のほうからも1つ。核物質の最小化というのが書いてありまして、このあたり各国もいろいろ考えておられると思うんですけども、もう少しちょっと説明をしていただけるとありがたいのですけれども。

(羽鳥課長) 高濃縮ウランでありますとか分離されたプルトニウムというのは、ウランは普通原子炉で使う場合には数%ぐらいの濃縮度で使われるわけでございますけれども、ここにございます研究用のウランとなりますと80%であるとかそういう高い濃縮度になります。そうしますとこれはより核兵器に転用することが容易になるということで、機微な物質となるわけでございます。

それから、プルトニウムにつきましても、使用済燃料、原子炉で軽水炉で燃やした燃料の中にはプルトニウムは入っているわけでございますけれども、これもやはり分離しますとそれを核兵器に転用することはより容易になるということはございますので、そのまま、世界中でそういうことがあって、あるいは研究するために必要な高濃縮のウランであるとかプルトニウムについていわゆる技術の非常に高い国、アメリカとかイギリスとかですけれども、そういう国から頂いてそれぞれの国の研究施設で研究をしているということがございます。これをできるだけ、しっかり管理がされているわけでございますけれども、テロリストなどに取られて核兵器として転用されることのないように、量そのものをできるだけ減らしていこうということが一般的な流れになってございます。そういう流れの中で、まさに今回、日本にも幾つかそういう研究炉があるわけでございますけれども、非常に規模の大きいFCAにある濃縮ウランとプルトニウムを撤去するというところでございます。

それと、恐らくプルトニウムのバランスをみるという意味で、我が国については使用済燃料からプルトニウムを分離して、それをまたウランと混ぜてMOX燃料というものを使いまして、プルサーマルという特殊な燃やし方なのでございますけれども、幾つかの軽水炉で燃やして使っていくと。更には、もんじゅでもそれを使っていることは予定されていたわけですが、そういう形で分離したプルトニウムというものは日本は持ってございますので、それについてはもちろん今将来的に燃やしていくということで中間的にあるわけでございますけれども、やはりそれをしっかり管理する、あるいは量を余計に増やさないということは重要だということでございます。若干研究施設でつくっているものは機微度が高いということで、まずそれを優先して減らしていこうと、そういう仕組みになっております。

(岡委員長) ありがとうございます。

核物質の最小化はこの原子力平和利用の1つ、私どもの課題だと思いますので、また十分

考えていきたいと思えます。

そのほか御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。

本日の議題は以上ですけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

(板倉参事官) 事務局からは次回の会議予定について御案内いたします。次回第12回原子力委員会につきましては、開催日時は4月17日、木曜日、14時30分からを予定しております。会議開催場所につきましては別途ホームページ等で御案内いたします。

事務局からは以上でございます。

(岡委員長) そのほかの委員の先生から何か御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、発言がないようですので、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

—了—